調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提 供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、調査対象施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

介護保険制度における全国の介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護 予防支援事業所、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保 険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とした((介護予防)訪問リハビリテーシ ョン、(介護予防) 居宅療養管理指導、医療施設がみなしで行っている(介護予防) 訪問看護及び(介 護予防) 通所リハビリテーションを除く。)。

	基。	基 本 票		詳細票		
	調査対象		回収施設・		回収率(%)	
	施設·事業所数 1)	集計施設・ 事業所数 2)	事業所数 3)	集計施設· 事業所数 4)	3)/1)	
介護予防サービス事業所						
介護予防訪問介護	32 835	31 908	26 577	26 022	80. 9	
介護予防訪問入浴介護	2 211	2 146	1 923	1 871	87.	
介護予防訪問看護ステーション	7 186	6 981	6 460	6 314	89.	
介護予防通所介護	36 442	36 097	31 851	31 635	87.	
介護予防通所リハビリテーション	7 015	6 832	6 264	6 216	89.	
介護予防短期入所生活介護	9 091	9 060	8 293	8 273	91.	
介護予防短期入所療養介護	5 311	5 199	4 796	4 756	90.	
介護予防特定施設入居者生活介護	3 938	3 930	3 677	3 672	93.	
介護予防福祉用具貸与	7 873	7 671	6 408	6 287	81.	
特定介護予防福祉用具販売	8 080	7 858	6 540	6 407	80.	
地域密着型介護予防サービス事業所						
介護予防認知症対応型通所介護	4 039	3 857	3 639	3 484	90.	
介護予防小規模多機能型居宅介護	3 691	3 670	3 268	3 251	88.	
介護予防認知症対応型共同生活介護	11 777	11 702	10 520	10 457	89.	
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	4 542	4 539	4 265	4 262	93.	
居宅サービス事業所						
訪問介護	33 761	32 761	27 185	26 576	80.	
訪問入浴介護	2 429	2 344	2 103	2 033	86.	
訪問看護ステーション	7 399	7 153	6 632	6 458	89.	
通所介護	38 510	38 127	33 399	33 163	86.	
通所リハビリテーション	7 236	7 047	6 449	6 407	89.	
短期入所生活介護	9 477	9 445	8 651	8 630	91.	
短期入所療養介護	5 486	5 377	4 955	4 925	90.	
特定施設入居者生活介護	4 206	4 197	3 922	3 914	93.	
福祉用具貸与	8 102	7 864	6 524	6 378	80.	
特定福祉用具販売	8 128	7 902	6 567	6 429	80.	
地域密着型サービス事業所						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	284	281	230	228	81.	
夜間対応型訪問介護	215	196	152	139	70.	
認知症対応型通所介護	4 382	4 193	3 923	3 762	89.	
小規模多機能型居宅介護	4 253	4 230	3 749	3 730	88.	
認知症対応型共同生活介護	12 067	12 048	10 773	10 760	89.	
地域密着型特定施設入居者生活介護	263	263	238	238	90.	
複合型サービス	74	74	62	62	83.	
地域密着型介護老人福祉施設	1 107	1 106	1 034	1 033	93.	
居宅介護支援事業所	39 201	37 540	34 133	32 956	87.	
介護保険施設						
介護老人福祉施設	6 762	6 754	6 217	6 212	91.	
介護老人保健施設	4 000	3 993	3 687	3 683	92.	
介護療養型医療施設	1 666	1 647	1 525	1 509	91.	

^{・1}月間上外家地配・事業所数は、ドルーナーの施設・事業所数である。

2) 基本票の集計施設・事業所数は、活動中の施設・事業所数である。

3) 回収施設・事業所数は、調査に結果、回収のあった施設・事業所数である。

4) 詳細票の集計施設・事業所数は、回収施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

(3) 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者票

全国の介護保険施設の入所者を対象とし、全国の介護保険施設から3,220施設の抽出を行い、平成25年9月末の在所者の1/2 (介護療養型医療施設である診療所については全数)及び9月中の退所者の全数を調査客体とした。また、全国の訪問看護ステーションの利用者を対象とし、全国の訪問看護ステーションから1,660事業所の抽出を行い、平成25年9月中の利用者の1/2を調査客体とした。

3 調査の時期

平成25年10月1日

4 調査事項

- (1) 基本票
 - ① 施設基本票: 法人名、施設名、所在地、活動状況、定員
 - ② 事業所基本票: 法人名、事業所名、所在地、活動状況
- (2) 詳細票
 - ① 介護保険施設: 開設・経営主体、在所者数、居室等の状況、従事者数等
 - ② 居宅サービス事業所等: 開設・経営主体、利用者数、従事者数等
- (3) 利用者票

要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)等

5 調査の方法及び系統

(1) 基本票

(2) 詳細票(利用者票を含む)



※ 調査の方法及び系統について

- ・ 平成20年調査までは、施設・事業所に対し都道府県・指定都市・中核市による調査票の配布・回収 (一部の調査票は厚生労働省(平成20年調査のみ、厚生労働省が委託した民間事業者)による郵送)により調査を実施した。
- ・ 平成21~23年調査は、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・ 回収(郵送)により調査を実施した。
- ・ 平成24~25年調査は、行政情報から把握可能な項目を基本票として、都道府県に対しオンライン による調査票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目を詳細票として、施設・事業所に 対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収(郵送)により調査を実施した。

6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	_
統計項目のあり得ない場合	•
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	
表章単位の1/2未満の場合	0.0
減少数(率)の場合	\triangle

- (2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。
- (3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。